

<加齢等による判断力の低下の不当な利用>

問 17 加齢等による判断力の低下を不当に利用して締結された消費者契約の取消しを認めるのはなぜですか。どのような事例が救済されますか。

(答)

1. 近年、加齢やうつ病、認知症等の心身の故障により消費者が契約の締結に関し合理的な判断ができない事情を不当に利用して、商品、役務に係る契約を締結させる消費者被害が発生しています。
2. このような消費者被害の救済について、これまでは公序良俗違反による無効（民法第90条）や不法行為に基づく損害賠償請求（民法第709条）といった一般的な規定に委ねられていましたが、これらの規定は要件が抽象的であり、どのような場合に適用されるか、消費者にとって必ずしも明確ではない部分がありました。
3. そこで、消費者契約の特性を踏まえ、明確な要件を定めて、加齢等による判断力の低下を事業者が不当に利用した消費者契約の取消しを認める規定を消費者契約法に設けることとしました。
4. 具体的には、
  - ・消費者が、加齢又は心身の故障により判断力が著しく低下していることから、
  - ・生計、健康等に関し現在の生活の維持に過大な不安を抱き、
  - ・事業者がこれを知りながら、
  - ・不安をあおり、契約を締結しなければ現在の生活の維持が困難となる旨告げたときに、取り消すことができることとするものです<sup>(注)</sup>。

(注) 正当な理由がある場合を除きます。問12の解説を参照してください。

5. 例えば、以下のような事例が救済すべき事例として考えられます。
- ・物忘れが激しくなるなど加齢により判断力が著しく低下した消費者の不安を知りつつ、「投資用マンションを持っていないと定期収入がないため今のような生活を送ることは困難である。」と告げて、当該消費者に高額なマンションを購入させた。
  - ・認知症により判断力が著しく低下してきた 50 歳代の消費者が、健康に過大な不安を抱いていた。事業者は、この健康食品を毎日飲まなければ認知症が更に進行するおそれがあると告げて、当該消費者に健康食品を購入させた。